

国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則

〔平成16年4月1日〕
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「就業規則」という。）第37条及び第38条の5第3項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学に勤務する職員の育児休業、育児部分休業、育児を理由とする短日数勤務及び出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）に関する事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 職員の育児休業等に関しては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(育児休業)

第3条 職員は、3歳未満の子を養育するため申し出た場合には、当該子が3歳に達する日まで、育児休業を2回まですることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業をしたことがある職員は、次に掲げる場合を除き、当該子については、育児休業をすることができない。

(1) 育児・介護休業法第5条第2項に規定する特別の事情がある場合

(2) 育児休業が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合

(3) 育児休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該子を養育することができない状態となったことにより当該育児休業が終了した後、再び当該子を養育することができる状態になった場合

2 期間を定めて雇用する職員（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき任期を定めて雇用する教員を除く。以下「期間雇用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「3歳」とあるのは、「1歳」とし、同項第2号から第4号は適用しない。

3 期間雇用職員は、配偶者が、期間雇用職員と同じ日又は先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休暇期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年間を限度として、育児休業をすることができる。

4 期間雇用職員は、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため申し出た場合には、当該子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 当該申出に係る子について、当該職員又はその配偶者が、当該子の1歳に達する日において育児休業をしている場合

(2) 育児・介護休業法第5条第3項第2号に規定する場合に該当する場合

5 期間雇用職員は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため申し出た場合には、当該子が2歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、次の各号

のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 当該申出に係る子について、当該職員又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日において育児休業をしている場合

(2) 育児・介護休業法第5条第4項第2号に規定する場合に該当する場合

6 次条第1号の規定は、その養育する子が1歳に達する日において育児休業をしている期間雇用職員が第4項の規定による申出を行う場合には、これを適用しない。

7 前項の規定は、第5項の申出について準用する。この場合において、前項中「1歳」とあるのは「1歳6か月」と、「第4項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。

8 職員が、産後休暇を取得しておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日までの期間内に、当該子の養育等のため申し出た場合には、育児休業をすること（以下「出生時育児休業」という。）ができる。出生時育児休業の期間や申出等については第28条から第37条に定める。

（育児休業をすることができない職員）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。

(1) 期間雇用職員のうち次のいずれにも該当する者以外のもの

イ 削除

ロ その養育する子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

(2) 育児・介護休業法第6条第1項ただし書に基づき本学と本学の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）により定められた職員

（育児休業の申出）

第5条 育児休業をしようとする職員は、その期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、申し出るものとする。この場合において、第3条第4項及び第5項の規定による申出にあっては、次の各号に掲げる日を育児休業開始予定日としなければならない。

(1) 第3条第4項の適用を受ける職員は、原則として当該申出に係る子が1歳に達する日の翌日。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(2) 第3条第5項の適用を受ける職員は、原則として当該申出に係る子が1歳6か月に達する日の翌日。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(3) 第3条第3項の適用を受ける職員は、当該職員又は配偶者の育児休業終了予定日のいずれか遅い日（子が1歳に達する日後に限る。）の翌日

2 前項の規定による育児休業の申出は、育児休業・出生時育児休業申出書（別紙様式1）により、育児休業開始予定日の1月（第3条第4項及び第5項の規定による申出にあっては2週間）前までに行うものとする。

3 第3条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。

(1) 第3条第1項に基づく休業をした者が本条第6項の申出をしようとする場合

(2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

- 4 第3条第4項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。
- (1) 第3条第4項に基づく休業をした者が本条第6項の申出をしようとする場合
 - (2) 産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第3条第4項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
- 5 第3条第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。
- (1) 第3条第5項に基づく休業をした者が本条第6項の申出をしようとする場合
 - (2) 産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第3条第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
- 6 大学の教員等の任期に関する法律に基づき任期を定めて雇用する教員及び期間雇用職員に係る第1項の申出の期間は、当該申出をする職員の契約期間を超えることはできない。この場合において、契約の更新の際、引き続き育児休業をしようとする職員は、再度同項の申出をしなければならない。
- 7 第3条第1項ただし書、同条第4項ただし書、同条第5項ただし書、前条、第1項後段及び次項の規定は、前項後段の申出をする場合には、これを適用しない。
- 8 学長は、育児休業の申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があった日の翌日から起算して1月（第3条第4項及び第5項の規定による申出にあつては2週間）を経過する日（以下この項において「1月等経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日（当該育児休業の申出があった日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合にあっては、当該育児休業の申出があった日の翌日から1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。
- (1) 出産予定日前に子が出生したとき。
 - (2) 当該申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき。
 - (3) 配偶者が傷病等により当該申出に係る子を養育できなくなったとき。
 - (4) 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったとき。
 - (5) 当該申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
 - (6) 当該申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。
- 9 学長は、育児休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 10 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育児休業の申出をした職員は、出生後2週間以内に学長に育児休業等対象児出生届（別紙様式3）を提出しなければならない。

（育児休業開始予定日の変更）

第6条 育児休業の申出をした職員が、当該申出による育児休業開始予定日（前条第5項の規定による学長の指定があつた場合にあっては、当該学長の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに次の各号の一に該当する場合は、育児休業・出生時育児休業期間変更申出書（別紙様式4）により、育児休業開始予定日の前日までに学長に申し出るにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日前の日に変更

することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したとき。
 - (2) 当該申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき。
 - (3) 配偶者が傷病等により当該申出に係る子を養育できなくなったとき。
 - (4) 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったとき。
 - (5) 当該申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
 - (6) 当該申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。
- 2 前項による育児休業開始予定日の変更は1回に限るものとする。
 - 3 前条第6項の規定は、育児休業開始予定日の変更の申出について準用する。

(育児休業の期間の延長)

第7条 育児休業をしている職員は、育児休業・出生時育児休業期間変更申出書（別紙様式4）により、育児休業終了予定日の1月前の日までに学長に申し出ることにより、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

- 2 育児休業の期間の延長は、1回に限るものとする。ただし、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなる場合は、この限りでない。
- 3 第5条の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の申出の撤回)

第8条 育児休業の申出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに育児休業・出生時育児休業撤回申出書（別紙様式5）を学長に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により育児休業の申出を撤回した場合、当該育児休業の申出に係る子について1回に限り再度の申出をすることができるものとする。
- 3 育児休業の申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次のいずれかの事由が生じたことにより当該育児休業の申出に係る子を養育しないこととなったときは、当該申出はなかったものとする。
 - (1) 育児休業に係る子の死亡
 - (2) 育児休業に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
 - (3) 育児休業に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業をした職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - (4) 育児休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該子を養育することができない状態になったこと。
 - (5) 第3条第3項により、子の1歳到達日の翌日以後の日に育児休業する場合において、期間雇用職員の配偶者が育児休業をしていないこと。（当該申し出にかかる育児休業開始予定日とされた日が、当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）

(育児休業の効果)

第9条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業をしている職員が保有する職)

第10条 育児休業をしている職員は、育児休業を申し出た時に占めていた職を保有するものとする。ただし、当該申出後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

(育児休業の終了)

第11条 育児休業終了予定日とされる日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日(第2号から第4号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に育児休業は終了する。

(1) 育児休業終了予定日の前日までに、次のいずれかの事由が生じたこと等により当該育児休業に係る子を養育しないこととなったとき。

イ 育児休業に係る子の死亡

ロ 育児休業に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

ハ 育児休業に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業をした職員と当該子とが同居しないこととなったこと。

ニ 育児休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該子を養育することができない状態になったこと。

(2) 育児休業終了予定日までに、育児休業をしている職員が産前休暇・産後休暇を取得したとき。

(3) 育児休業終了予定日までに、育児休業をしている職員について出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が開始される時。

(4) 育児休業終了予定日までに育児休業をしている職員が、退職若しくは停職の処分を受けたとき

(子が死亡した場合等の届出)

第12条 育児休業をしている職員は、前条第1号に規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、その旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、養育状況変更届(別紙様式6)により行うものとする。

3 第5条第9項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職務復帰)

第13条 育児休業若しくは出生時育児休業の期間が満了したとき又は育児休業若しくは出生時育児休業が終了したときは、当該育児休業又は出生時育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業取扱通知書の交付)

第14条 学長は、次に掲げる場合には、職員に対して、育児休業取扱通知書を交付しなければならない。

(1) 職員から育児休業の申出があった場合

(2) 職員から育児休業の開始予定日の変更の申出があった場合

(3) 職員から育児休業の期間の延長の申出があった場合

(4) 職員から育児休業の申出の撤回があった場合

(不利益取扱いの禁止)

第15条 職員は、育児休業及び出生時育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児部分休業)

第16条 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため申し出た場合は、当該子とその始期に達するまでの期間内に第18条に規定する範囲内において当該子を養育するため1日の所定労働時間の一部について労働しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。

2 前条の規定は、育児部分休業について準用する。

(育児部分休業をすることができない職員)

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、労使協定により定められた職員は、育児部分休業をすることができない。

(育児部分休業の時間数等)

第18条 育児部分休業は、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則の運用(平成16年4月1日制定)第21条関係第7号に定める休暇(以下この条において「育児時間」という。)を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 前項に掲げる場合のほか、育児部分休業は、所定労働時間の始め又は終わりにおいて連続した4時間(育児時間を承認されている職員については、4時間から当該育児時間を減じた時間)を単位として行うものとする。ただし、前項の育児部分休業と同時にを行うことはできないものとする。

3 前項の場合、休憩時間の始めと終わりについて繰り上げ又は繰り下げすることができる。

(育児部分休業の申出)

第19条 育児部分休業の申出は、育児部分休業申出書(別紙様式7)により育児部分休業を開始しようとする日の1月前までに行うものとする。

2 第5条第6項の規定は、育児部分休業の申出について準用する。

3 第17条の規定は、前項の規定により準用する第5条第6項後段の規定による申出をする場合には、これを適用しない。

4 第5条第9項及び同条第10項の規定は、育児部分休業の申出について準用する。

(育児部分休業の終了)

第20条 第11条及び第12条の規定は、育児部分休業について準用する。

第21条 削除

(育児を理由とする短日数勤務)

第22条 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため申し出た場合は、当該子とその始期に達するまでの期間内に第24条に規定する範囲内において当該子を養育するため、週休日以外の日又は1日の所定労働時間の一部について労働しないこ

と（以下「育児短日数勤務」という。）ができる。

2 第15条の規定は、育児短日数勤務について準用する。

（育児短日数勤務をすることができない職員）

第23条 前条第1項の規定にかかわらず、期間雇用職員及び労使協定により定められた職員は、育児短日数勤務をすることができない。

（育児短日数勤務の時間数等）

第24条 育児短日数勤務は、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

(1) 週休日以外の日のうち、3日については1日につき7時間45分勤務すること

(2) 週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間30分又は4時間15分勤務すること。

（育児短日数勤務の申出）

第25条 育児短日数勤務の申出は、育児短日数勤務申出書（別紙様式8）により育児短日数勤務を開始しようとする日の2月前までに行うものとする。

2 大学の教員等の任期に関する法律に基づき任期を定めて雇用する教員に係る第1項の申出の期間は、当該申出をする職員の契約期間を超えることはできない。この場合において、契約の更新の際、引き続き育児短日数勤務をしようとする職員は、再度同項の申出をしなければならない。

3 第23条の規定は、前項の規定による申出をする場合には、これを適用しない。

4 第5条第9項及び同条第10項の規定は、育児短日数勤務の申出について準用する。

（育児短日数勤務の承認）

第26条 学長は、職員が育児短日数勤務を申出した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が育児短日数勤務をすることを承認できる。

（育児短日数勤務の終了）

第27条 第11条及び第12条の規定は、育児短日数勤務について準用する。

（出生時育児休業をすることができない職員）

第28条 第3条第8項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、出生時育児休業をすることができない。

(1) 期間雇用職員のうち、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者

(2) 労使協定により定められた職員

（出生時育児休業の期間等）

第29条 出生時育児休業は、原則として、子の出生後8週間以内（出産予定日前に子が生まれた場合は誕生日から出産予定日の8週間後まで、出産予定日後に子が生まれた場合は出産予定日から誕生日の8週間後まで）のうち4週間（28日）を限度として育児休業・出生時育児休業申出書（別紙様式1）に記載された期間とする。

(出生時育児休業の申出)

第30条 出生時育児休業の申出は、育児休業・出生時育児休業申出書(別紙様式1)により出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに行うものとする。

2 第3条第8項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。

3 第5条第6項の規定は、出生時育児休業の申出について準用する。

4 第28条の規定は、前項の規定により準用する第5条第6項後段の規定による申出をする場合には、これを適用しない。

5 第5条第8項の規定は、出生時育児休業の申出について準用する。この場合において、同項中「1月」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

6 第5条第9項及び同条第10項の規定は、出生時育児休業の申出について準用する。

(出生時育児休業開始予定日の変更)

第31条 第6条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(出生時育児休業の期間の延長)

第32条 第7条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、同項中「1月」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業の申出の撤回)

第33条 第8条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(出生時育児休業の効果)

第34条 第9条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(出生時育児休業をしている職員が保有する職)

第35条 第10条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(出生時育児休業の終了)

第36条 第11条及び第12条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(出生時育児休業取扱通知書の交付)

第37条 第14条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(育児休業等の給与の取扱い)

第38条 育児休業等に係る給与等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成16年規則第36号)第32条の規定による。

2 前項の規定にかかわらず、期間雇用職員に対する育児休業等に係る給与等の取扱いについては国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則(平成16年4月1日制定)第17条の規定による。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日に東京医科歯科大学の職員であった者で、引き続き施行日に本学の職員となった者の施行日前に承認されている育児休業及び部分休業の期間は、この規則に定めるところによる育児休業等の期間として承認さ

れたものとみなす。

附 則（平成17年3月11日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日規則第24号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日規則第50号）

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後において、改正後の規則による育児休業等をするため申出をしようとする職員は、施行日前においても、当該申出をすることができる。
- 3 前項の場合において、育児休業等を開始又は延長する日が、施行日から平成22年7月23日となる場合は、当該申出について、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	1月	施行日の1週間
	2週間	施行日の1週間
第7条第1項	1月	施行日の1週間
第19条第1項	1月	施行日の1週間

附 則（平成23年3月31日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月14日規則第178号）

この規則は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成29年1月11日規則第3号）

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年6月21日規則第95号）

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月6日規則第125号）

この規則は、平成29年11月6日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（令和元年6月26日規則第65号）

この規則は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月29日規則第118号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第41号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条1項1号から2号の改正、第3条8項、第5条3項から5項及び第28条から37条の規定は、令和4年10月1日から施行する。

育児休業・出生時育児休業申出書

申出年月日 年 月 日			
国立大学法人東京医科歯科大学長 殿		(申出者)	
所属			
職名			
氏名			
下記のとおり(育児休業・出生時育児休業)を申し出ます。			
1 申出に係る子		2 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
出 産 予 定 日	年 月 日		
養子縁組の効力が生じた日	年 月 日		
3 申出の内容	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 休業期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の休業 <input type="checkbox"/> 再度の休業の延長 休業の申出が遅れた理由又は再度の申出が必要な理由		
4休業期間	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
5 申出の子について既に休業した期間	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日	年 月 日 まで
6 申出に係る子以外の3歳に満たない子	氏 名		氏 名
	続 柄		続 柄
	生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日
7 確認事項 ※期間雇用職員の方のみ回答願います。	(1) 配偶者も育児休業をしており、規則第3条第3項(パパママ育休プラス)に基づき休業しようとする場合 配偶者の休業開始(予定)日 年 月 日		
	(2) (1)以外で1歳を超えての休業の申出の場合 休業が必要な理由		
	(3) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合 配偶者が休業 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
8 備考			

* 子の出生前に請求する場合は、「4. 休業期間」欄は、出産予定日以後の期間を記入し、出生後、「育児休業等対象児出生届」を提出すること。

* 本申出については、書面のほか、ファックス又はE-mail(アドレス jinji-roumu@ml.tmd.ac.jp)によることも可能です。

別紙様式2 削除

別紙様式3(第5条関係)

育児休業等対象児出生届

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申出年月日 年 月 日

(申出者)

所 属

職 名

氏 名

私は、 年 月 日に行った
[育児休業 出生時育児休業 部分育児休業 育児短時間勤務] の申出において
出生していなかった当該休業等に係る子が出生しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

※ 本申出については、書面のほか、ファックス又はE-mail(アドレス jinji-roumu@ml.tmd.ac.jp)による
ことも可能です。

別紙様式4(第6条、第7条、第31条及び第32条関係)

育児休業・出生時育児休業期間変更申出書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申出年月日 年 月 日

(申出者)

所 属
職 名
氏 名

私は、国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則第6条、第7条、第31条及び第32条に基づき、 年 月 日に行った(育児休業・出生時育児休業)の申出に係る休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する大学の対応	休業開始予定日の指定 <input type="checkbox"/> 有 → 指定後の休業開始予定日 <input type="checkbox"/> 無 年 月 日
3 変更の内容	<input type="checkbox"/> 休業[<input type="checkbox"/> 開始・ <input type="checkbox"/> 終了]予定日の変更 <input type="checkbox"/> 変更後の休業[<input type="checkbox"/> 開始・ <input type="checkbox"/> 終了]予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の 場合のみ)	

※ 本申出については、書面のほか、ファックス又はE-mail(アドレス jinji-roumu@ml.tmd.ac.jp)によることも可能です。

別紙様式5(第8条及び第33条関係)

育児休業・出生時育児休業撤回申出書

申出年月日 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

(申出者)所属

職名

氏名

国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則第8条及び第33条に基づき、

年 月 日付けで申出を行った(育児休業・出生時育児休業)の撤回を申し出ます。

養 育 状 況 変 更 届

届出年月日 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

(届出者)所属

職名

氏名

次のとおり

育児休業
出生時育児休業
育児部分休業
育児短日数勤務

 に係る子の養育状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子が養子である場合、離縁又は養子縁組の取消があった。
- 育児休業等に係る子と同居しなくなった。
- 病気等により育児休業等に係る子を養育することができない状態になった。
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

育 児 部 分 休 業 申 出 書

申出年月日 年 月 日			
国立大学法人東京医科歯科大学長 殿			
(申出者)所属			
職名			
氏名			
下記のとおり育児部分休業を申し出ます。			
1 申出に係る子		2 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
出 産 予 定 日	年 月 日		
養子縁組の効力が生じた日	年 月 日		
3 託児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設() <input type="checkbox"/> その他() (託児時間: 時 分～ 時 分) (託児時間: 時 分～ 時 分)		
4 通勤時間	時間 分(託児先を経由しない場合の時間) 時間 分(託児先を経由する場合の時間)		
5 申出期間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分
6 備 考			

* 託児の態様、通勤の状況以外に育児部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。

* 育児部分休業の申出を取り消す場合は、その旨を裏面に記入すること。

※ 本申出については、書面のほか、ファックス又はE-mail(アドレス jinji-roumu@ml.tmd.ac.jp)によることも可能です。

確認欄

労働時間 管理補助者	所属長等

